

第19回 越谷市民まつり

平成5年8月8日(日)

郷土研究会 展示出品紹介

『市神社(越ヶ谷本町)』

越谷市郷土研究会 理事 山崎善司

『明治天皇田植御覧の處』

越谷市郷土研究会 副会長 鈴木秀俊

市 神 社

越ヶ谷本町

山 橋 善 司

一、社 地 壱戸式拾歩 拾間 五間

一、社 屋 拾歩四厘

但、小屋敷 無役

神主 須藤撰津 勘太夫 抱

一、起 立 右 市神社 再興起立

嘉吉二成年正月七日也、社屋再建立 延享三寅年

一、祭 神 大日靈命 合殿 大市始命・手力雄命

越ヶ谷町元禄檢地帳写併 越ヶ谷町鑑文化年中 福井郡貢記より

当市神神社は、大沢橋のたもと、北に向かって右手に在り、現在では珍しい草葺屋根の拝殿と、神殿造り銅版屋根の奥殿を具えた、小さいが立派な神社が建つてゐる。

越ヶ谷本町の鎮守、神明神社であるが、越ヶ谷六賀市の市神として、寛永年間、四丁野村より橋台と称した、当所に移したと伝えられて居り、本町の商家や住人や市の人々の間で深く崇敬されいてる。

| | | |
|----------|----|-----------|
| 石造 花崗岩鳥居 | 一基 | 明治二十八年九月 |
| 石造 御神燈 | 一对 | 文化十三年 |
| 石造 お手洗石 | 一基 | 文政十三年六月吉日 |
| 石造 鳥居寄進 | 一基 | 明治二十八年九月 |
| 石造 大神宮祠 | 一基 | 文政八年 |
| 木造 稲荷社の祠 | 一基 | 本町壱番組寄進 |

此の神明社には、嘉吉二年再興と記された棟札が有つたと云われるが、現在は、所在不明である。

越ヶ谷本町 市 神 社

越ヶ谷本町の橋際に建つ市神神社は、嘉吉二年の棟札を持つ神社で、其の規模は小さいが（拾歩四厘）、本殿は神殿造、銅版葺屋根を持ち、拝殿は重厚な草葺屋根で立派な建物である。

嘉吉二年の棟札と云う事は、承亨の乱が結城の合戦の末、嘉吉元年四月十六日、結城城が落城して終を告げた、越ヶ谷地域も又、此の合戦には結城側であった、（越ヶ谷駅西側の忌田の中に嘉吉元年記版碑の在った事が記録され、「其の地は合戦が在り多くの戦死者の墓」と言われる伝承が残る「新編武威風土記稿」）、戦乱が納まり世の中が平和となり、生産が増じ、交易が盛んに成つて来だので、越ヶ谷地域が「市神神社」を再建出来る迄に復興したと云う事が言える。

市（いち）とは、品物の交換を行なう事、又は、其の場所を云い、毎日、又は定期に商人や生産者達が集まり品物の交換、又は、売買を行なう場所を市（いち）が立つと云ひ、常設の設備を持つ所を市場（じょう）と云う。令制により、平城京や平安京には、官営の市が立ち、中世以後、自足経済が余剰生産物を増すに連れ、公益の機關として、交通の便利な地や、人の集まる場所・町・市街地等各地に市が立つ様になる。

各地域の経済圏毎に、月に六日づつ市の立つ日を定めたので、六賀市（ろくかじょう）と云う。

越ヶ谷周辺の経済圏で、毎月、六賀市の立つ市日は、次の如くである。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 / 6日 | II 岩根宿・平沼（吉川）・栗橋・忍（行田） |
| 2 / 7日 | II 越ヶ谷・幸手・浦和・菖蒲 |
| 3 / 8日 | II 三輪江・鳩ヶ谷・久喜・原市（大宮公園）・扇町屋（指扇） |
| 4 / 9日 | II 紅葉・駒西町場・羽生・鶴巣・向古河宿 |
| 5 / 10日 | II 草加・杉戸・賀須・鷺宮・桶川・上新郷 |

市場に対しても、市庭錢（いちばせん）を課した。中世、國衛・莊園・領主は、領内の市場に対し課したもので、市庭錢と云い、江戸時代には、市場運上金・名荷金・所場代等とも云い、國・莊園・寺社領主・守護・地頭・藩・領等、時代と共に呼名・支配は異なるが、其の時代時代の財政を潤す財源として、重要な地位を占めて来た。

市神は、古く、律領時代、京の左右の市に神を祭つたのが初見で、後、各地の市の立つ場所に、祭られる神の事で、市の立つ場所の路傍等に、自然石、又は、六角石柱等を建てる事もあり、市場の発展と共に各地に、市神神社が建立され、初期には、「供御人・神人」各座の人々の崇仰を集め、次第に商人・周辺の生産者・町場の住人等の信仰の対象となつて行つた。

鎌倉時代の「市」を構成する人々

市場を構成する人々は、初期の頃は、國衛領・院領・莊園・寺社領等に住し、之等の必要物資を供納・献上する役自の部民達であったが、此等は、「供御人・神人・寄人等」と云われ、自由に國・莊園・寺社の領地を越えて、山野を駆け巡り原料の供給・製品に加工・売買交易（商人）・物資の移動・船による江海の運送を行ない、「市」の主役であった為、其の自由往反・交易の自由の権利を授与され、國衛領・院領・莊園・寺社領等に対し、必要物資を供納・献上して、特權を獲得している、其の現れとして、京の市場神を祭る例に習い、「市神神社」を祭り崇拜したものと思われる。

之等の、「供御人・神人・寄人等」は、國衛領・院領・莊園・寺社領等に貢納・供納・献上を盛んにして、此等の特權を得度し、体制派への「津料」・「關・渡・泊料」の免除・「諸國自由往反」・「市場での交易自由」・「搬送通料」の免除の特權を授与され、自らも、國衛領・院領・莊園・寺社領等に本貫の地を持ち、体制派からの譜牒徵収から逃れた。

然し乍ら、次第に原料の供給者、製品に加工する生産者、売買専業者（商人）、運送者、船による江海運業者等に次第に分業化が進み、又、地域的分業化は、金銀銅の鉱山師・金銀銅地金の大鍛冶師・刀鎧鍛の小鍛冶師・燈炉師等に分業化が進み、又、地域的分業化は、金銀銅の鉱山師・金銀銅地金の大鍛冶師・刀鎧鍛の小鍛冶師・燈炉師等に本貫の地を持ち、体制派からの譜牒徵収から逃れた。

御作鍋鑑の鑄物師（イモジ）・金銀銅の細工師・桧杉真柏松等の杣師（ソマシ）・桧杉真柏松等建材等の検物師・建築工人・木工諸細工師・挽祭器諸道具等の本地師・漆師・塗師・土器陶器等の焼物師・土師（ハジシ）・薬草・香り物採集し売歩く香具師（コウグシ）・醫師（クヌシ）・塩の製塩の浜物師・鹽の専売業者・魚鱈海藻干物等の鳴浜者・沖取魚漁の漁師・鳥獸肉皮革等の獵師・調理師・馬牛家畜等の牧司・綿木綿等の糸布縫織師・染師・絞師・燈炉小照明器具の燈炉御作師・灯明油・烽火（カガリビ）の櫟松・明松（タイマツ）等の立明人・船の運搬輸送には梶取船頭等々、職業的分業、地域的分業が益々進み、此れ等の交易売買して、物資・資材を買集め京にて売る専業商人が出来て来る、やがては其れ等地域経済の担い手となり大きく「市」と共に発展するのである。

鎌倉時代の供御人・神人

鎌倉時代になると、律領制以来、地域性により、屋敷地や、居屋敷・取巻く耕地は、班田給受制により、農地を主とした国家態制を基軸とした、地租即ち固定資産税は、律領制度で定めた如くであるが、次第に農以外の生産物が増加し、交易が必要となり、「市」の必要性が大となり、「市場制度が確立」される、其の結果市場から「津料」・「取高税」を徴収する組織に、編入しようとする。

供御人・神人達の生活は、建暦三（一一二三）年十一月、「燈炉御作鑄物師等の所」へ宛てた藏人所牒案（鎌倉遺文）を勘案すると、次の如くなる。

『越中國の鑄物師達は、元来照明用の釣り燈炉を作つて宮中に「備進」する供御人であつた事が解る。

牒案に引用された 鑄物師等の「解状」は、凡そ次の様な興味深い内容を伝えている。

1、彼等は「五畿七道諸国を往反」し、「鎧・鎗」は本地地金家で製造した物を諸国に持運び販売していた、又、「鎧・鎗」は、簡単な鉈・槌・鉄床・銛鉄を持運び村々を巡回して、打鍛し細工する、彼等は「身に芸能を付けた」「諸道の細工人」と呼んでいた、之等は、伝統的な、「諸道細工人」の在り方で、旅か

2、平安時代末期、國衙体制と莊園制の進展は市・津・閔・渡・泊等に対する規制を強めたので、彼等は、通行と商業の自由を求めて、天皇家の供御人と成ったが、彼等に対する特權の授与と引換えに「商業の利潤を以て、御年貢、以下臨時の召物」を備進するものであった。

3、彼等は、荘・公の枠を越えて「市」から「市」へ、村々へ巡回して自由に、鍋・釜・鋤・鍬類を運び売、交易し、其の対価として得た「布・絹類・米穀・大豆・雜穀・雜物類」を、之等の不足している他の「市」に運び、交易して利潤を得ていたもので「往反」した生活が当時の「供御人」「神人」等の一般的生活であった。

4、鎌倉時代になると、治承・寿永の内乱以後、支配体制が変り、諸国に守護・地頭を置く、此等、守護・地頭は、領内に「市」を整備し「津料」を懸、闕を設け「通行税」を賦課した、此の為、此の様な「新儀」は、特に3、の商品を売買・交易する鑄物師等の供御人・神人等に対する圧迫となつた。

天皇家から見た、之等の身分は、御賛貢進の雜色で、彼等は、本来は天皇家の供御人で、職人的存在で「座」と云う組織の集團であり、又、「諸方兼帶の供御人」とも唱えた。

天皇家宮の供御人・諸社寺の神人・寄人・在家・召次・大番舎人・神職等は、國衙・院宮領・莊園・社寺領等に本貫の地を持ち居住し、之等に、獻上物・供御物・功物を行なつて其の身分を獲得して、守護・地頭からの諸賦課・園役・雜事等の責徴に応ぜず、鎌倉幕府体制の守護や地頭支配体制との間に、年貢並びに諸税の取り分に関する紛争が絶えなかつた。

公家・寺社と武家との対立 「鎌倉遺文」より

1、山城國小野山供御人は、内藏寮（くら）・主藏寮（とのも）の供御人が、兼帶で「諸社」・「諸寺」にも明松を以て仕える、「立明人」なる者が居た。

2、近江國菅浦百姓等は、建長四（一二五二）年、比叡山檀那院の支配下に在り、「菅浦文書」

3、嘉元三（一三〇五）年には更に、「日吉社・八王子神人」で在った他、「二宮權現の神人」を兼ねて居る事が見え、之等、供御人・神人兼帶は菅浦百姓等の選んだ道で、鎌倉幕府の守護・地頭の賦課の取分から逃れる為に、供御人・神人・社人の道を自らが選んだと言える。

之れ等により、菅浦供御人の場合、湖上交通の自由の確保、諸国往反の自由、「市」に於ける「津料」の免除の特權を授与されている。丹波國波々伯部村の田端百姓等は、所領加地子を「寄進」している。

4、丹波國波々伯部村の田端百姓等は、所領を感神院神人と成る為に、加地子「寄進」により、其の主体的な側面を強めると共に「神職」と云う身分的特權を保有したので、「神職を解かずして、如何でか縛繋ざるべけんや」と幕府の裁許状も認めざるを得ない、守護・地頭に対抗する、法的地位を確保出来た。

5、鎌倉幕府法が、「西國住人等、神人と号し、狼藉に及ぶ、彼等は院宮寺社等に供御物・寄物・功物の沙汰を好み、亂暴を致すの間、守護・地頭代等と争論に及ぶ時は、忽ち喧嘩に及ぶ」、「神民、狼藉を致すに及んでは、神職を解却すべし」とした所から察するに、先の職人・商人の供御人・神人・寄人は獻上物の供御を行なつて、其の身分を獲得し鎌倉幕府に対抗したとして、大きな問題となつた。

6、貞応二（一二二三）年頃、大和國在庁官人等の解状に、「當國土民、皆以て諸社神人・院宮供御人・召状・大番舎人等なり。公田は、又、彼の権勢の輩等の兼作也」と云う状態を嘆き、彼等が「園役・雜事に對抗し」て、此が「傍御の士民等・此の例を守る」と述べている。

7、淡路國では、彼等が「私出奉物を責徴」する事が問題となつた。

鎌倉幕府側の、守護・地頭や在地領主階級の諸勢力が、勿論之等の現象を全く放置していた訳では無かつた。此れ等の対抗策として、次の様なものが見られる。

イ、「市」「閻」の支配
ロ、「渡」「泊」の支配
津料・通行料の徵收。
船運送の監視制限。

八、「在家」の支配

彼等の生産の生活活動の形態に応じた在农家数の制限。
二、「給田」「給名島」

手工業者に給田・給名を与えて莊園村落内に抱え込む。

此れ等の内最も有効な手段として、「給田」「名田畠」を与えて、莊園村落内に抱込事であり、諸道往反し、山野を駆巡る供御人・神人集団と、座を結ぶ手工業者を分離して村落に定住させる事が出来た。

1、若狭國富莊に於ては、「元は指したる百姓に非ず、領家の憐愍を以て召仕えらるる」「紙瀧恒利」が見出される。「鎌倉幕府裁許状集」

2、宇佐宮では、「土器工長職」が見出され、「名田畠」を与えられ、農工結合の状態が存在して居る。

3、嘉元四(一三〇六)年、備後國大田莊の「相論裁許状」には、「運送船に於て、梶取(かじとり)給田を引募るの上、船貨は惣庄の役」とされた様に「年貢運送に当つた船頭は、「莊抱」であった。

4、鎌倉時代、薩摩國入来院塔原郷では、「借屋崎」「領主館」に市庭があり、皮屋・金家が地名として固定し、その他、「土器作」なる在家の名前も認められる。「入來文書」

此の様に、社会的分業の体型が、鎌倉幕府体制の中に於て、社会的分業の体型が、守護・地頭等の支配の掌中に次第に握られて行く様が解る。

然し、宮院寺社の特権を持つ供御人・神人等の利害を侵害するものであり、宮院方との確執となり、やがて承久の役となり、正中の変・元弘の乱に続き鎌倉幕府の倒壊に繋る事になる。

鎌倉時代の社会的分業体型は、以上の如く、諸國を往々する供御人・神人型と、莊・村・村抱え型との二種類の手工業者(商人)に依って担はれて居た。

然し乍ら、之等の生産物資は、量的にも質的にも、広範囲な繋がりを持ち、経済活動に、重要な役目を担つて居たのは、前者であり、彼等の展開する、物産(商品)と貨幣關係は遙かに後者を凌ぎ、此れ等の紛争の種が鎌倉幕府倒壊の原因を為したと言える。

現代に於ける「市」の構成

「市」にまつわるものに、現代迄続く、香具師(ヤシ・テキヤ)の集団がある。香具師の集団は神農皇帝を祭る神農皇帝(ジンノウコオティ)を祭る人々には、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が居り、昔、百草を嘗めて病氣を癒したと云う、神農皇帝の古事に習つて、今も、香具師(ヤシ・テキヤ)の人々は之を祀る。

神農皇帝の定めに従い、規則を創り、素人盲目等をこれに従がはせて、検校職とし、又、薬草香り物を扱う香具師、医者・薬師・生薬商・検校職・針灸師・按摩・接骨師等が、初めは香具師(コウゲン)の仲間とした。

現在は、次第に香具師の他、衣・食・住に関する雜物等の交易を成す者、「市」に係る者全般を組織して、配下に組込み、現在では「市」に係る者を總じて、「ヤシ」と言う様になる。

諸国諸道の往來自由と、市・市での交易自由「津料」の免除の特権を有し、全国的組織で渡り歩く事の出来る渡世で、往時の供御人・神人としての流を汲む者達である。

是等、「ヤシ」集団に対し、市場町を形成する定見世商人が居る、給田・名田畠を持つ莊・村抱と成り、体制の支配下と成った者達で、「市」の構成は、江戸時代になると後者が「市」の主流となる。

鎌倉時代末頃より、本県域でも定期「市」の成立を見るが其れ等は、初め月三度待走の日に開かれ六斎市であったが、室町時代には、五日置きに一度、定期的に月の内六回の「市」が開かれる六斎市に発展した。

南朝時代記の常陸國府での六斎市が早い例とすが、戦国時代になると、代護納の為に錢貨の獲得や、年貢物の完却等の為に、「市」の重要性が増し、各地に市の設置を見る。

戦国大名は、領國經濟の發展の為に地域毎の各地に、六斎市を設定し地域經濟圈内の流通經濟の發展を促進し、城下町の經營育成に重要な為、種々の保護を商人に与えた。

江戸時代になると、城下町や市場町の商人が經濟的地位を高めるに至り、次第に供御人・神人等の「市」に占める影響力が奪はれて行き、「市場」の經濟的機能の変革が見られ、地域の特産品の大賣集荷となり官支配の經濟となり、藩・領の經濟の担い手となり发展してゆく。

延文土八年 市場祭文寫入

武州文書 所載

市場之祭文

謹請散供再擇ノ々 敬白

夫市といつ（言う）は、私のはかり事にあらず、伊勢天照太神・住吉大明神の御はかり事なり、衆生のたからに何事があるべき、市にましたる宝ハあらじ、門前の市・しゆんの市・たからの市・唐戸に八津間の市・西南の市と名付たり、天竺のもんせんの市を吾朝にうつして、松堂をいはひ守護神をあかめ、十物十・百物百・千物千・種々色々の物を松堂の御前にそなえたてまつり、境辻・当國六所大明神・口の御だけ・安光・高谷・塙舟等七所の權現 殊にハ此所の鎮守・普天率土の有情非情・大小神祇・冥道を繋（歎）而言ク、

今南簡浮提日本國王城のひかし（東）、武州庄郡郷村に市をたて、種々の物けうやくを（交易）をしめさん

とす、市ハこれ万物のあつまる（集）所、町ハ財宝けうやく（交易）の構えなり、國土豊饒のはかり事、人民のたから、なに事かこれにしかんや、依之農帝の御代よりはしめて市をたてしよりこのかた、漢土日本國諸都市をたてぬる、これひとへに國土太平の源なり。

然則吾朝に市立はしめし事ハ、昔大和國宇多郡に、三輪の市をたて、いちおり長者此市を立はしめ、此のかた、住よしの浜に草木の市と名付て、九月十三日に立けり、それより西のはまのえびすの三郎殿の浜の市とて立、ひたち（常陸）の國鹿嶋大明神も七月七日に市を立はしめ給しより、尾張國あつた（熱田）の大明神も熱田に市を立たまふ、下野國日光権現も中市を立たまふ、出羽國羽黒権現もたうけ（手向）の市を立たまふ（給）、信濃國諏訪大明神も御さ山の市をたてたまふ、武州六所大明神も五月え（会）の市を立たまふ、あたちの（足立）郡冰（氷）河大明神も氷河の市とて立たまひ。

人民をまほり（護）國々保々莊園郷村里々に市をたつる事、神のめぐみより出たり、神かならず擁護し給はんにおいてハ、國家おたやかに人民もゆたかになり、故に正直のまつり事を齋の世といひ、正直の卒（率）法を齋の法と名付たり、しかるに身のうえの師、口の中の食も、みな市をもつて躰とし、町をもつて本とす、然則当地頭ならひに在地の實踐上下、一身（味）同心の儀をいたし、はしめて彼所に店屋をこしらへ、あたらしく市をたて、守護神市姫とあかめたてまつる物也。

本地を申せば、往古の大日如來法身のみなもとより出たまひ、和光のちり（塵）にましハリ、化土（度）利生のためと、すいやく（垂迹）とあらはれたまふ、或八月ともあらわれ、日ともなり給ふ、その光たれかいたゝかざらん、或ハ雨となり雲ともなりたまふ、その徳のおそれ誰かかうむらさらん、したるに飲食衣服金銀珠玉、うる（壳）人もかう（買）人も、ことごとく売買の徳利のよろこび（喜）をなし、富貴ハ堯舜の御代にことならず、細々の珍奇ちうゆふの難なく、ちかくよりとをきにのぞみ、いま此市にたち入ハ、百廿年の御命をへたもつへし、此市のはんしやう（繁昌）ハ、天ちくの門前市のことくならん、天長地久、御願円満、恩災延命のため、時にハ七難即滅、七福即生、百姓与樂、常に歡喜、万春栄花、千秋繁昌、と敬白、

本書者、延文六年辛丑九月九日、

今書、応永廿一年七月廿日、

武州足立郡蕨市祭成之、
武州足立郡遊馬郷指原村市祭成之、
武州足立郡与野市祭成之、

武州崎西郡行田市祭成之、
下総州下河辺庄（葛飾郡）花和田市祭成之、
武州足立郡大門市祭成之、



越ヶ谷本町 市神神社

参考資料

越谷市史
新編武藏風土記稿
埼玉歴史事典
埼玉県の歴史
歴史講座中世

以上

- 11 -

武州入間郡水子郷市立時、羽倉彦次郎市祭成之、

「是ヨリ書ヅキノ様見ユル」

武州足立郡青木市祭成之、
武州足立郡鳩ヶ谷之里市祭成之、

武州河越庄（入間郡）古尾屋市祭成之、
武州伊久宇市祭成之、

下総州下河辺庄（葛飾郡）彦名市祭成之、
武州崎西部黒浜市祭成之、

武藏州太田庄（埼玉郡）南方はさま市祭成之、
武州崎西部難市祭成之、

武州崎西部末田市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）野田市祭成之、

武州足立郡野田市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）久米原市祭成之、

下総州春日部郷市祭成之、

武州崎西部難市祭成之、
武州崎西部末田市祭成之、

武藏州太田庄（埼玉郡）吉河市祭成之、
武州伊草（比企郡）市祭成之、（草加の誤か？）

武藏州太田庄（埼玉郡）南北はさま市祭成之、
武州崎西部難市祭成之、

武州崎西部末田市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）野田市祭成之、

武州足立郡方柳市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）久米原市祭成之、

下総州春日部郷市祭成之、

貞治元年・正平十六年壬寅（一二六一）

武州崎西部難市祭成之、
武州崎西部末田市祭成之、

武藏州太田庄（埼玉郡）吉河市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）野田市祭成之、

武州足立郡野田市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）久米原市祭成之、

武州崎西部難市祭成之、
武州崎西部末田市祭成之、

武藏州太田庄（埼玉郡）吉河市祭成之、
武藏州太田庄（埼玉郡）野田市祭成之、

明治天皇田植御覽の処

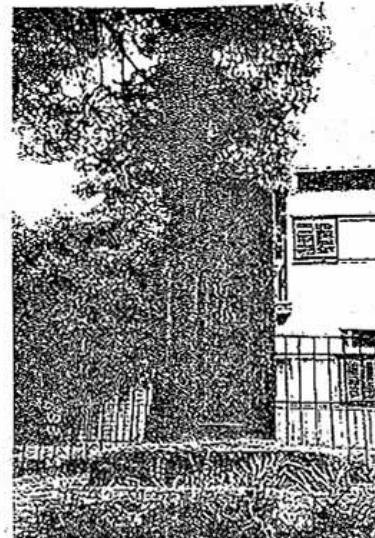
鈴木秀俊

今は繁華街の一部となつた南越谷一丁目（旧四号国道沿い西側）の地に建つてゐる石碑五基のうち、向かって左端の石碑が「明治天皇田植御覽の処」の碑である。碑の裏面に「明治九年六月三日東北御巡行の跡」当地に御車を止めさせられ田植を御覧遊ばされた処である。昭和七年蒲生村に於いて本敷地を制定、昭和一六年埼玉県史跡保存の指定。

昭和三年六月三日建之

越谷町教育委員会

と刻まれてある。



田植えには蒲生、登戸、瓦曾根、七左衛門、大間野の各村から二十才前後の男女が三百余名参加し、男は白たすき、女は赤たすき、新しい菅笠を戴き、水車に乗り水を汲む者五人、馬を使ひしろかきをする者五人、歌声は遠近に聞こえ、あたかも一幅の活画を見るようであつたという。天皇は田植えの実況に感心なされ、一同に対し酒肴料御下賜の御沙汰があり、それから大沢一丁目の元本陣大松屋、福井権右衛門宅で御小休の後、予定のとおり幸手宿行在所に向かわれた。

田植え天覧の思い出

（蒲生時報第三卷より）

七十二翁 浅見 足穂 記

六月三日はわが蒲生村の光榮ある田植え天覧記念日である。明治天皇には王政復古とともに東京に遷都あらせられ、御親政第九年、即ち明治九年六月二日帝都御發輦（御出発）東北御巡幸仰せ出され、その御道筋なるわが蒲生村は播種期（田植え期）に際し居たるより、本県々令白根多助氏より、農民播種状況を天覧に供し奉らんと上奏せしに、御嘉納あらせられたる次第なりと。

田植えの場所は、小学校（現在は東武こしがや自動車教習所）北脇より三軒家（武藏野線陸橋辺り）に至る間の国道（旧四号）左右堀添い二枚宛と定められた。三日前より準備し、田植え人夫は蒲生、登戸、瓦曾根、七左衛門、大間野の諸村より田植えになれたる男女二十前後の者すべてに、新しき野良着物、男は白襷、女は赤襷、新しき菅笠をかぶり、過失等なきようとに村役人、父兄など付き添いにて出場せり。

三日朝より晴れ渡り、午前八時三十分草加行在所御發輦。午前十時本村に入らせられ、警官厳重に警戒の中を近衛騎兵を先驅とし、白根県令乗馬にて御先導申し上げ、次に天皇旗を近衛騎兵捧持して進行し、続いて鳳輦徐行あらせられ、供奉の人々は皆馬車にて、やがて田植えの場所にて暫し御駕籠、田植え状況を天覧あらせられたり。

この日、かつてなき鳳輦の御通過にて、当地の人々は、我も我もと厚観の光榮に浴せんと四方より群集し、名状すべからざる混雑を呈した。当時十九才の若人にて光榮ある田植えにせし余も七十余才の老翁となり、当時を回顧すれば、國家興隆、皇室の御盛運、国民福祉等軒々（うたた）古昔の感に堪えぬものがある。

大君のそぞなはします田植えに

つらなるわの昔をぞ思ふ

若人のこころに深くとめかねて

今更ながら思ひ浮かべぬ

参考文献　越谷市の大澤御小休所

越谷市教育委員会

越谷市文化財保護委員会



元は越谷宿本陣の大松屋福井家門前にあつたが、現在は大澤小学校の庭に移建されている。

右側面に、史跡名勝天然記念物保存法により昭和十五年八月史跡として文部大臣指定。左側面、昭和十七年四月

越谷市郷土研究会のご案内と 入会のおすすめ

- ・当会は昭和40年3月に発足しました
- ・年間3回の『研究発表会』、年間8回の『史跡めぐり』を実施しています
そのお知らせは「広報こしがや」に前もって掲載されます
原則として第四日曜日に実施しております
どなたでもご自由に参加できます
研究発表会は100回を越え、史跡めぐりは200回を越えました
- ・古文書クラブの学習会を月に1回実施しています
- ・市民まつり・市民文化祭に毎年参加しています
- ・公的な機関に対しての講師の派遣をしています
今までに『けやき荘』や『南越谷公民館』へ派遣しました

会員の方へは、すべての行事のご案内をさしあげています

ご入会を歓迎致します

現在、会員の方は100名を越えております。

ご入会なさりたい方は、当会場の担当の者に申し出ていただくか、
下記へお葉書をお送りください。

入会の申込先 越谷市宮本町3の117の8

谷岡隆夫方 越谷市郷土研究会

会員の年会費 2,000円(諸案内状・諸会議費等)